（船員法施行規則及び船員職業安定法施行規則の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

一　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第十七条第一項第三号

二　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）第十八条第二項第一号

（海難審判法施行規則の一部改正）

第三条　海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）附則第十四条第四号の規定による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）に規定する独立行政法人水産大学校」に改め、「平成十二年政令第三百十四号）」の下に「第三十七号」を加える。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第四条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の六第一号中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

第二十六条第一項中「若しくは独立行政法人海技教育機構海技士教育科」を「、独立行政法人海技教育機構海技士教育科若しくは国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

別表第六第一号の表の見出し中「又は独立行政法人水産大学校」を「、独立行政法人水産大学校又は国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

（救命艇手規則の一部改正）

第五条　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号ハ中「若しくは独立行政法人水産大学校」を「、独立行政法人水産大学校若しくは国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

（船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改め、同条第三号ハ中「独立行政法人水産大学校」の下に「若しくは国立研究開発法人水産研究・教育機構」を加える。

第五条第一項第一号イ中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

第六条第二項第二号ハ中「独立行政法人水産大学校」の下に「、国立研究開発法人水産研究・教育機構」を加える。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（都市公園法施行規則の一部改正）

第一条　都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改める。

（都市計画法施行規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に、「同項第十六号」を「同項第十八号」に改める。

一　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第四十三条の七第十九号

二　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）第八条第十八号

三　集落地域整備法施行規則（昭和六十三年建設省令第二号）第一条第十八号

四　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）第二十四条第十九号

五　国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第九十一号）第六条第十九号

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部改正）

第三条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第四第一表備考2、様式第八第一表備考2及び様式第十二第一表備考2中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第九号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令別記様式第四、第八及び第十二にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○国土交通省令第二十七号

地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十四条の規定に基づき、地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令

地方住宅供給公社法施行規則（昭和四十年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設（以下この条及び第十六条の二第一項において「学校等」という。）の設置者でその学校等に在学する者に対し住宅を貸し付けようとするもの

第十三条第三号を削る。

第十六条の二第一項中「第十三条第一号ハ」の下に「又はニ」を、同項各号中「従業員」の下に「又は学校等に在学する者」を加え、同条第二項中「第十三条第一号ニ」を「第十三条第一号ホ」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。